# 第1条 (利用規約の適用)

1.この利用規約(以下「本利用規約」という)は、freedoor株式会社(以下「当社」という)が提供するすべての製品およびサービスの利用に関する条件を、本サービスを利用するお客様(以下「申込者」といいます。)と当社との間で定めるものです。また、本サービスに関して、本利用規約とは別に「ガイドライン」、「ポリシー」等の名称で当社がウェブサイト上に掲載している文書(以下「当社ガイドライン等」という)がある場合、当社ガイドライン等は本利用規約の一部を構成するものとします。

2. 本利用規約と契約書に記載された内容が異なるときは、契約書に記載された内容が利用規約に優先して適用されるものとします。

#### 第2条 (利用契約の申込・成立)

申込者は、本利用規約をご承諾いただいた上で、所定の契約書に当社の指定する事項を記入しこれを当社の指定する方法にて当社に提出するものとし、当社が申込者に対して承諾の通知(電子メール、FAXや口頭による通知も含む)を発信した時に、本利用規約及び契約書記載の内容を契約条件とする利用契約(以下「本利用契約」という)が成立するものとします。また、申込者が別途、オプションを申し込む場合も本条を準用します。

#### 第3条(本サービスの提供)

- 1. 当社は、当社との間で本利用契約が成立した申込者(以下単に「申込者」という)に対して、本利用契約に基づき、本サービスを提供します。
- 2. 申込者は、当社の書面又はメールによる承諾がある場合に限り、本利用契約記載の本サービスの利用上限を超える利用を行うことができます。
- 3. 申込者は、当社に対して、別途当社が指定する当社が本サービスを提供するために必要な情報(投稿内容に関する情報を含むが、これに限られない)を、別途当社が指定する方法にて当社に提供するものとします。

### 第4条 (再委託)

当社は、本サービスに係る業務の全部または一部を第三者(以下「再委託先」という、更に再々委託する場合等も含む)に再委託できるものとします。

#### 第5条(譲渡禁止)

当社及び申込者は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本利用契約上の権利または義務の全部もしくは一部を第三者(当社の関連会社を除く)に譲渡してはならないものとします。

#### 第6条(本サービスの利用料の支払)

- 1. 申込者は、当社に対して、契約書記載の内容のとおり、本利用規約の有効期間に係る本サービスの利用料全額を当社が別途指定する口座に振込んで支払うものとします。
- 2. 申込者が別途、別紙記載のオプションを申し込む場合には、当該オプションに係る、当該利用料を当社が別途指定する口座に振込んで支払うものとします。
- 3. サービスの利用料は、毎月末締め切り翌月末支払とします。
- 4. 本サービスの利用料の支払いにかかる手数料は申込者の負担とします。

# 第7条 (著作物の権利帰属及び利用)

1. 本利用契約に基づき、当社によって新たに製作された全ての成果物(画像素材、投稿文章を含むが、これに限られない。以下、「本件成果物」という)の著作権(著作権法第27条、第28条に定める権利及び将来、法律により付与される権利を含むがこれに限らない。以下、同じ。)その他一切の権利は、申込者に帰属するものとする。但し、当社が本利用契約成立以前から有する著作物

等の著作権等の一切の権利については、当社に留保されるものとします。

- 2. 申込者は、当社が本利用契約の目的に必要な範囲で、当社に対して本件成果物の利用を無償で許諾するものとします。
- 3. 当社は、本件成果物につき、申込者に対して著作者人格権を行使しないものとします。

### 第8条(免責)

- 1. 当社は、申込者の指示に従って本サービスを提供している限りにおいて、本件成果物含む本サービスの内容が第三者の権利を侵害していないことその他一切の事項についてこれを保証しないものとし、申込者の本サービスの利用を通じて第三者との間に発生した紛争等について、一切の責任を負わないものとします。
- 2. 申込者の本サービスの利用を通じて第三者に損害が発生した場合であっても、申込者の責任と費用でこれを解決するものとし、当該第三者との紛争等により当社に損害が発生した場合、申込者はこれを当社に賠償するものとします。

#### 第9条 (機密保持)

- 1. 本利用契約において機密情報とは、当社または申込者が相手方に対して開示する営業上、技術上及びその他の情報(営業秘密、ノウハウ、アイディア、コンセプト、デザイン、図画、ソフトウェア、フローチャート、ダイアグラム及びその他の機密情報を含むがこれらに限られない。本件成果物を除く。)のうち、①書面(電子メールや電磁的ファイルを含むがこれらに限られない)により開示された場合には、開示の時点で機密である旨が明示された情報及び、②口頭で開示された場合は、開示の時点で機密である旨を伝え、かつ開示の時点から10営業日以内に機密である旨を書面で明示された情報を指すものとします。但し、次の各号に掲げた情報は機密情報に該当しないものとします。
- (1)相手方より開示を受けた時点で、既に合法的に取得していた情報
- (2)相手方より開示を受けた時点で、既に公知となっていた情報
- (3)相手方より開示を受けた時点で、相手方の故意または過失によらず公知となった情報
- (4)機密情報に依拠することなく、独自に開発、作成した情報
- (5) 開示に関して正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- 2. 当社及び申込者は、本業務の遂行上機密情報を知る必要がある自らの役員、従業員、代理人、子会社、委託先及び当社の再委託先の役員、従業員(以下「役職員」という)に対し、機密である旨を明らかにしたうえで、機密情報が記載された原本(写真複製、電子媒体の複製を含む)を開示することができます。なお、複製された機密情報も機密として扱うものとします。
- 3. 申込者は、受領した当社の機密情報を本サービスの利用の目的以外で利用してはならないものとします。
- 4. 当社及び申込者は、相手方の書面による事前の承諾なく、機密情報を役職員以外の第三者に対し、開示又は漏洩してはなりません。ただし、法令その他政府機関またはこれに準じる機関から開示を要求された場合は、この限りではありません。なお、当社又は申込者は、相手方に速やかに当該開示要求があったことを通知し、相手方が必要な措置を施すことができる機会を与えるものとします。
- 5. 当社及び申込者は、相手方の書面による事前承諾を得て機密情報を第三者に開示又は提供した場合、当該第三者に対して本利用契約に定めるのと同一の機密保持義務を課すものとします。

# 第10条 (契約の解約)

申込者は、本サービスの利用を解約する場合には、別途当社が指定する方法で解約の通知を当社に対して行なうものとし、期間満了の日から10日前までに当該通知を受領した日の属する月の末日をもって、解約の効力が発するものとします。なお、申込者は、解約日までの本サービスの利用料を支払うものとします。

当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの通知、催告を要せずに即時に本サービスの全部の提供を停止し、本サービスを解約できるものとします。

- (1)本利用規約、利用申込書、その他当社に提出する書面で定める義務に違反したとき
- (2) 利用申込書、その他当社に提出する書面に虚偽の内容が含まれていた場合

- (3) 重大な過失又は背信行為があった場合
- (4)自己振出の手形又は小切手が不渡となり支払停止事由が発生したとき
- (5)第三者より、競売、差押、仮差押、仮処分、滞納処分、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立を受け又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をなしたとき
- (6)解散の手続をしたとき又は監督官庁から営業の取消・停止の処分を受けたとき
- (7)第11条1項各号の定めに反していることが判明した場合
- (8) その他前号各号に準ずる本利用契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

前項により本サービスが解約されたときは、申込者は、当社に対する一切の金銭債務を、直ちに当社に支払うものとします。

### 第11条 (反社会的勢力との取引排除)

- 1. 当社及び申込者は、次の各号の事項を表明保証し、約束します。
- (1)自己およびその従業員、役員等の構成員、株主、関連会社、その他申込者の実質的支配権を有する者等(以下総称して「関係者」という)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2)自己およびその関係者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己またはその関係者が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4)自己またはその関係者が、反社会的勢力に対して賃金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5)自己または第三者を利用して、当社に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、当社および当社の関係先等の名誉や信用を毀損せず、当社および当社の関係先等の業務を妨害しないこと。

当社及び申込者は、相手方が前項の各号のいずれか一つにでも反した場合、相手方に対し何らの催告を要することなく、本利用契約を解除することができます。

3. 当社及び申込者は、前項に基づき本利用契約を解除した場合、相手方に損害が生じたとしても、これを賠償する責任は一切無いことを確認します。

### 第12条(損害賠償等)

- 1. 当社及び申込者は、相手方の本利用契約違反により損害を被った場合は、損害賠償請求、差止請求その他あらゆる法的措置を講じることができるものとします。ただし、損害賠償は申込者の直近の本サービスの利用料1か月分に相当する額を上限とします。
- 2. 前項の場合、当社及び申込者は当該法的措置を講じるために要した弁護士費用、証人費用その他訴訟遂行上の費用については、請求の対象外とします。

# 第13条(契約期間)

- 1. 利用契約の契約期間は、サービス利用開始日から1ケ月とします。
- 2. その後、第10条に従って解約されない限り、1ケ月単位で自動更新されるものとします。

### 第14条(存続条項)

本利用契約が期間満了または解除された場合でも、第5条、第7条、第8条、第9条、第11条、第12

条、本条、第16条の規定は引き続き効力を有するものとします。

# 第15条 (利用規約の改定)

当社は、以下の各号に掲げる方法により何ら補償等することなく、本利用規約の内容を改定することができます。

- (1)本利用規約の内容は、改定された本利用規約の実施の日から、改定された本利用規約の内容に従って変更されるものとします。
- (2)当社は申込者に対して改定を実施する日を定めて改定内容を通知するものとします。 なお、改定内容を通知した後14日を経過しても申込者から本利用契約を解約する旨の申し出がなかった場合には、同日をもって、申込者が改定内容を承諾したものとみなします。

### 第16条 (契約外の事項)

本利用契約に定めのない事項については、必要に応じて両者協議のうえ定めるものとします。

# 第17条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1. 本利用契約の成立、効力、履行及び解釈については日本国法に準拠するものとします。
- 2. 本利用契約に関する一切の訴訟については、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

2022年1月1日 制定•施行